

令和6年2月9日
近畿大学原子力研究所

近畿大学原子力研究所における放射線測定設備の更新工事について

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第11条第1項に基づく放射線測定設備の更新工事を以下のとおり実施する。

1. 工事の概要

近畿大学原子力研究所の敷地境界付近に設置しているモニタリングポスト2基（添付資料（1）-1）について、予防保全として1基は検出器、デジタルレートメータ、記録計及び警報回路の1式の更新を行い、もう1基は記録計のみの更新を実施する。また、両モニタリングポスト共通の警報発報表示器についても、表示器を更新するとともに表示場所の変更（添付資料（1）-2）を行う。

2. 工事期間

令和6年2月13日～令和6年2月22日（添付資料（2））
原災法第11条第5項に基づく性能検査の日程は別途調整する。

3. 現況届・性能検査の対象設備

（1）対象設備

モニタリングポスト2式（No.1、No.3）*

*：No.2は平成25年10月に除外

（2）検査の対象設備

- ①モニタリングポストNo.1
 - ・NaI(Tl)シンチレーション検出器
 - ・デジタルレートメータ
 - ・記録計
 - ・警報回路
- ②モニタリングポストNo.3
 - ・記録計
- ③共通機器
 - ・警報発報表示器

4. 更新範囲

取替範囲の詳細は添付資料（3）のブロック線図のとおり。

5. 工事の方法

(1) 検出器他の取替

更新工事は1基ごとに実施し、動作確認後2基目の更新を行う。更新工事完了後、速やかに現況届を提出し、原災法第11条第5項に基づく性能検査を受検する。

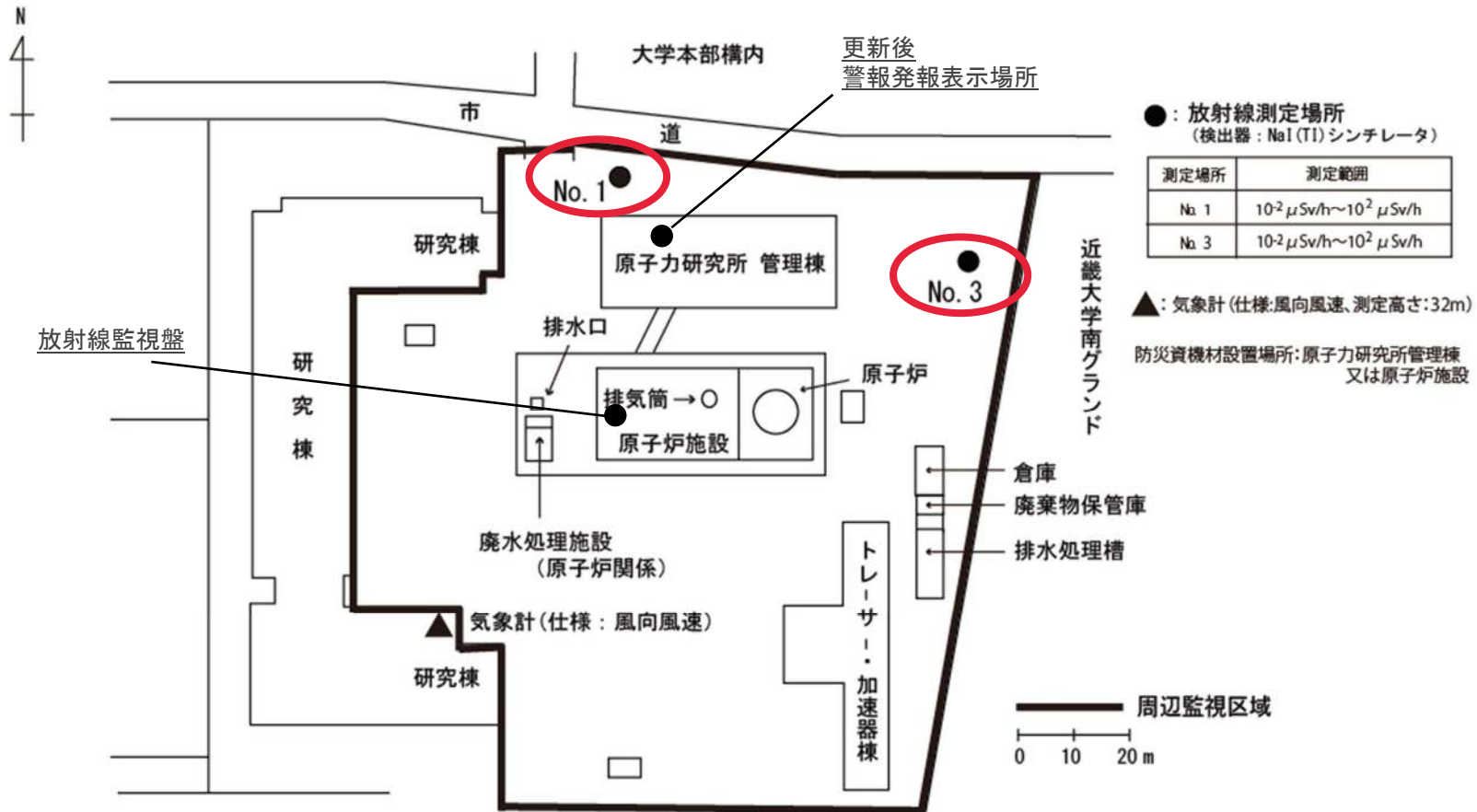
(2) 工事期間中の環境放射線監視方法

工事期間中は原子炉の運転は行わない。モニタリングポスト2基のうち1基は稼働している状態を維持しつつ更新工事を進める。測定データの欠測期間は半日程度を予定しているが、12時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、近畿大学原子力研究所原子力事業者防災業務計画に基づきサーベイメータ及び線量率記録装置を当該地点近傍に設置し、測定値を記録装置で記録し、1日1回以上記録された値を確認する。

6. 添付資料

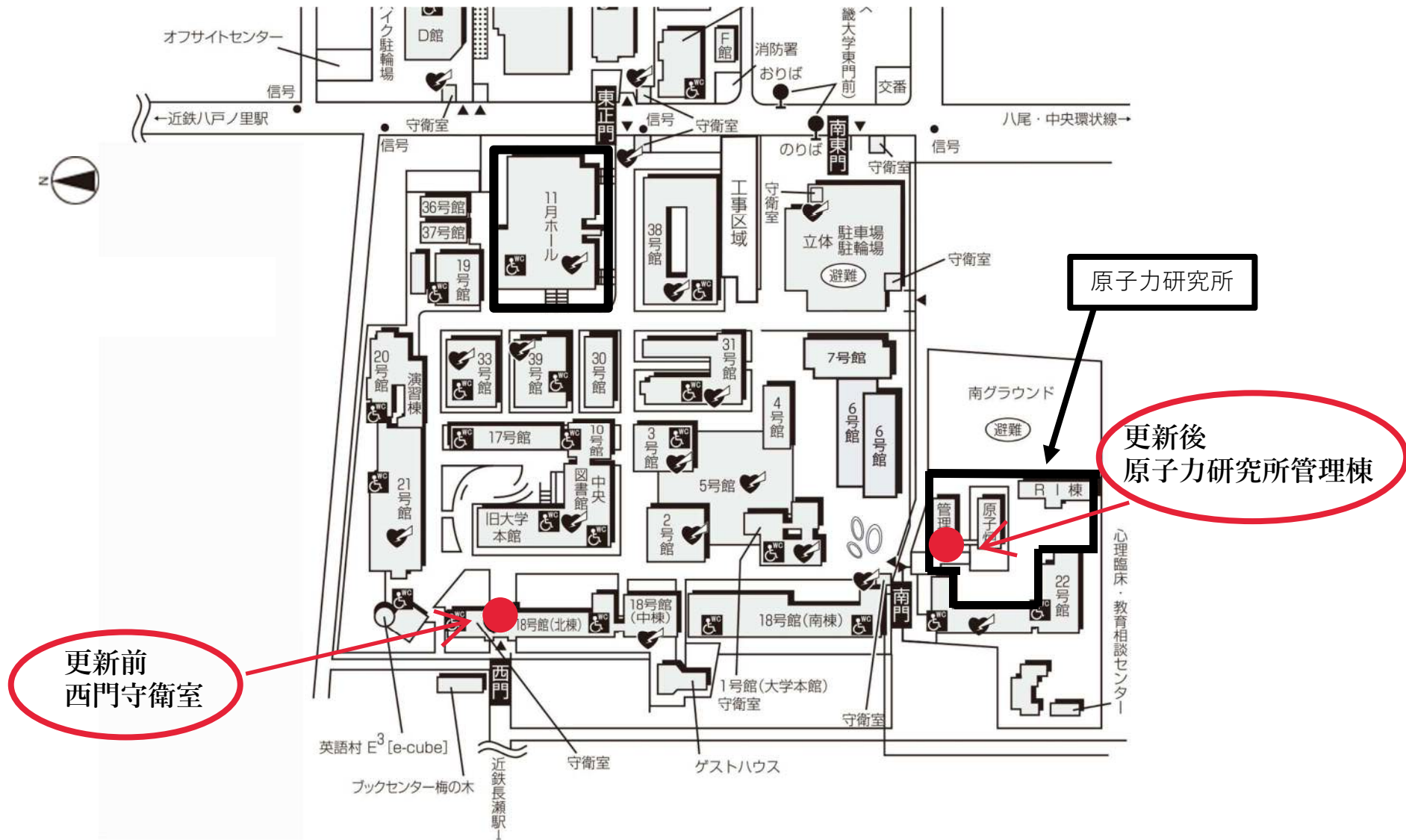
- (1) -1 近畿大学原子力研究所 敷地周辺の放射線測定設備 配置図
- (1) -2 近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト警報発報表示器 配置図
- (2) 近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト更新工事 工程予定表 (案)
- (3) 近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト ブロック線図

以上



※ No.2は平成25年10月に除外

近畿大学原子力研究所 敷地周辺の放射線測定設備 配置図



近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト警報発報表示器 配置図

近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト更新工事 工程予定表(案)

モニタリングポスト名	更新機器	2024年																	
		2月																	
		12月	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
モニタリングポストNo.1	本体 検出器、プリアンプ、伝送器(光)																		
	放射線監視盤1																		
	低圧電源																		
	光電気変換器																		
	デジタルレートメータ																		
	記録計																		
	警報回路																		
モニタリングポストNo.3	放射線監視盤2																		
	記録計																		
共通機器	警報発報表示器 接続																		
特記事項	-																		

原災法に基づく現況届、性能検査申請
~

機器交換
試運転調整

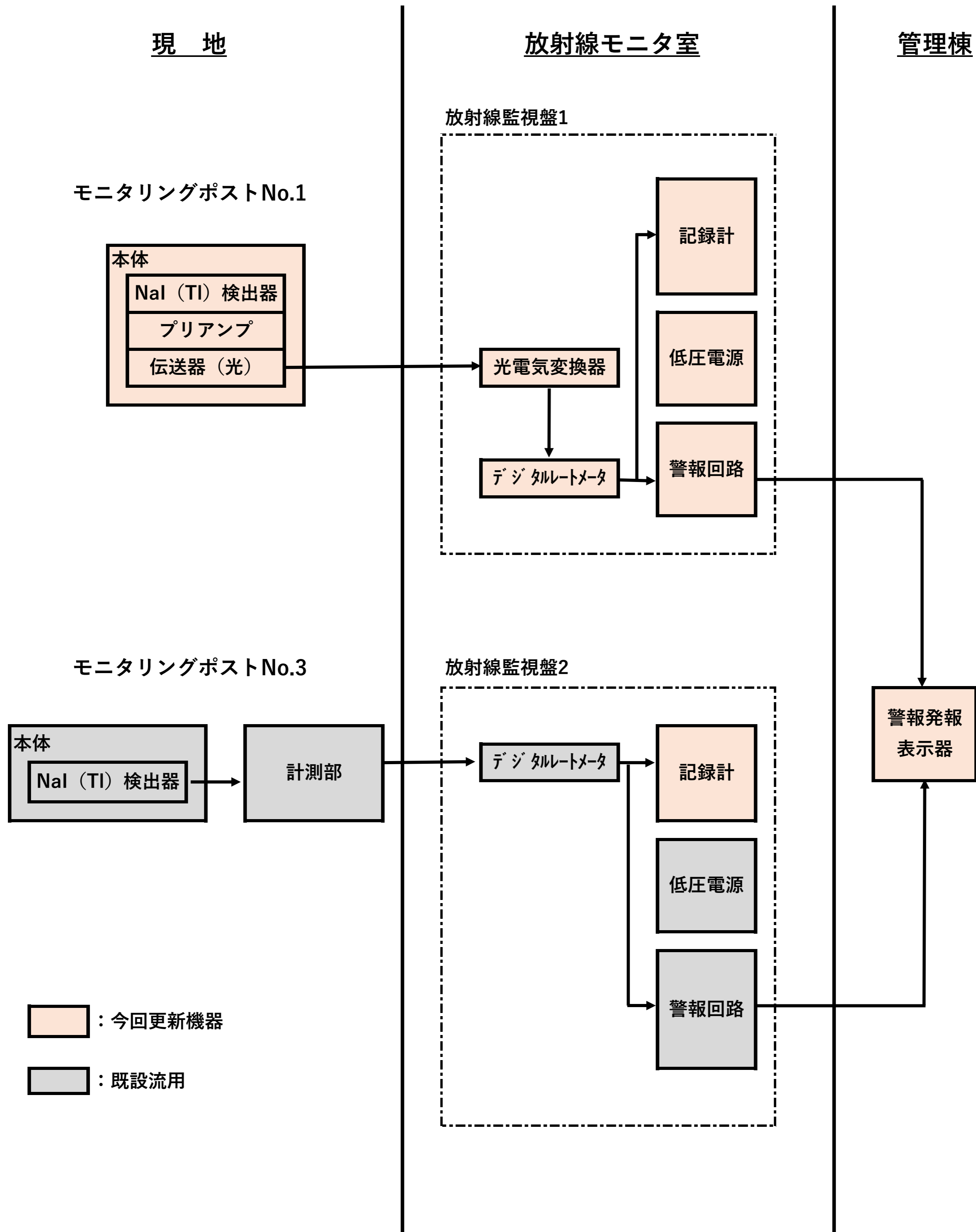
機器交換
試運転調整

機器交換
試運転調整

機器交換
試運転調整

試運転調整

動作確認



近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト ブロック線図